

予算常任委員会

平成19年11月27日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○浦野 圭司	宮崎 和彦
伴 吉晴	嶋田 善行	木田 守彦
中川 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	清水 建也
企画財政課長	面卷 昭男	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	健康推進課長	植村 俊彦
環境対策課長	乾 善亮	都市建設部長	藤本 宗司
建 設 課 長	加藤 保幸	都市整備課長	藤川 岳志
都市整備課参事	今西 弘至	上下水道部長	谷口 裕司
上水道課長補佐	井上 究	会 計 管 理 者	浦口 隆
教委総務課長	野崎 一也	生涯学習課長	清水 修一

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、伴委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、各課報告事項であります。平成19年度一般会計補正予算（第8号）については、既に町長専決処分、平成19年度一般会計補正予算（第9号）については議会の委任による町長専決処分がされております。

この2件の町長専決処分については、12月定例会において提案され、本会議初日に報告あるいは承認を求められることになろうかと思いますが、当委員会として、あらかじめ説明を受けておきたいと思っております。

それでは、1. 各課報告事項の（1）町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度一般会計補正予算（第8号）について）理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは1. 各課報告事項の（1）町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）ご説明申し上げます。資料1をご覧くださいと思いま

す。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

生涯学習
課長

本件につきましては、去る平成19年8月30日、史跡中宮寺跡に設置していた日除けポストが突風により、約30メートル先の民家に飛ばされ、家屋等を損傷した事故に係ります。示談が平成19年10月5日に成立し、損害賠償の額が決定いたしましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をさせていただいたことから、同法同条第3項の規定により、12月議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが4ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第5目雑入におきまして、補正前の額3,488万9千円に対しまして、78万5千円の増額補正をお願いし、合計3,567万4千円とするものでございます。この歳入につきましては、全国町村会から総合賠償保険保険金として受け入れを行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

第9款教育費、第5項社会教育費の第4目文化財保存費におきまして、補正前の額1億7,198万9千円に対しまして、78万5千円の増額補正をお願いし、損害を受けられた所有者に支払いをさせていただくものでございます。

では、補正予算の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

補正予算を朗読いたします。

(予算書朗読)

生涯学習

なお、本件事故に関しては突風という異常気象によるものでござい

課長 ますが、堅固な構造物で繋結していなかったことを深く反省し、町管理物件の一斉点検を行い、事故の再発防止に努めたところでございます。

以上、簡単でございますが、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木田委員。

木田委員 事故という事なんですけれども、この保険から返ってきてるという事なんですけれども。公共事業については全てこういう保険に入っておられるのか、それと保険金っていうんですか、どれくらい保険金を掛けられて、年間というんですかな。一つの事業についてか、それとももう総体的に一年間なんぼという風になってんのか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

企画財政課長 総合賠償保険制度についてでございますが、個々の事業に掛けるのではなく、一括して掛けております。平成19年度の分担金の合計なんですけれども、216万6,895円となっております。その歳出につきましては分担金率75.8円、それに平成19年4月末の住民数を掛けた28,587で、216万6,895円となっております。以上でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件については、12月議会に提案されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度一般会計補正予算（第9号）について）理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

それでは（２）でございますが、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）でございます。

衛生処理場の職員が清掃業務のために、ごみ収集車を運転している際に乗用車と接触いたしまして、相手の方の車両を破損させまして、怪我を負わせる事故が去る7月31日に発生いたしております。この度、相手方との示談が11月9日に成立いたしまして損害賠償の額が決定いたしまして、保険金の受入れと損害賠償金の支払いにかかります補正予算につきまして、今回専決処分させていただきましたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

まず、この事故の内容でございますが、去る7月31日の午前8時33分頃でございますが、衛生処理場職員の吉田尚訓が運転するごみ収集車が、興留5丁目15番22号先の交差点を左折しましたところ、前方から車が来たため、道幅が狭く対向できないと判断いたしまして、道を譲るために左後方に後退いたしましたところ、停止していた王寺町畠田の武田安央様が運転する普通乗用車に接触いたしまして、車前方の一部を破損させてしまいました。また、この事故によりまして武田様は首を傷められました。

この事故につきましては、ごみ収集車を後退させる際に、サイドミラーとバックモニターで一旦後方を確認しておりますが、その時は、左折するために大きく左に回りこんでいたという事から、後方の車を確認出来ず、前から来ている車の運転手を待たしては悪いと、早く道を譲らなければならないという気持ちが強すぎまして、後方を何回か確認しながら後退することを怠ったことにより生じた事故でございます。事故を起こしました職員の吉田尚訓は、7月3日にも物損事故を起こしておりまして、度重なる事故を起こしておりまして、前回の事

故の反省が生かされていないという結果で、誠に残念で遺憾に思っているところでございます。職員には、8月7日付けで口頭注意処分を行うとともに、示談が成立いたしました11月9日までは、ごみ収集車の運転を禁止したところでございます。また、ごみ収集車職員の全員に対しまして、改めて担当部長から同乗している収集チームの連帯責任によって安全確認を行うこととし、車を後退させるときには助手席の者が降車して後方確認を行うなど、徹底して安全運転をするように訓示したところでございます。また、ごみの収集に使用している車のすべてに安全運転と収集チームでの安全確認について、ごみ収集中にいつでも目につくように啓発ステッカーを車内に貼付いたしました。また、10月24日には西和警察署から交通課長様を講師として招きまして、安全運転講習会を実施したところでございます。さらに、毎月月初めと中旬には私がおみ収集に出発する前に、安全運転と収集チームでの安全確認について、再度指導しているところでございます。また、安全運転管理者であります現場の班長からは、毎日の収集の出発の前に安全運転でケガや事故のないように、注意を喚起しておりました事故の再発防止に取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。この事故によります武田様の車の修理代金として46万6,000円、それから治療代として19万890円、合計で65万6,890円の損害賠償を行うことで11月9日に示談が成立いたしまして、同日付けで専決処分させていただいた事に伴いまして、先ほど申し上げましたように保険金の受入れと損害賠償金の支払いにかかります補正予算につきまして、今回専決処分をさせていただいたものでございます。

それではお手元の資料2をご覧くださいと思います。まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書を朗読)

環境対策

この補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ

課長

れ65万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億5,914万9千円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページを開けていただきたいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入に自動車損害共済金といたしまして、65万7千円を増額するものでございます。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。5ページの歳出でございますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして65万7千円を増額補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策
課長

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員

今回の事故で交通安全の講習会等を開いたという事ですけども、それは今回だけなんですか。これからの予定いうんですか、どうされるのか、それちょっとお聞きします。

住民生活
部長

この講習につきましては、今のところ今回だけという風に考えておりますけれども、今後、安全運転管理者の講習もあります事から安全運転管理者制度の講習を受けました後、安全運転管理者がそれぞれ収集職員に講習していくという事で考えてまいりたい、このように思っ

ております。

嶋田委員 安全運転管理者というのは一人だけなんですか。

住民生活 事業所に一人、設置するようになっておりますので、今職員一人、
部長 衛生処理場に安全運転管理者がおりますという事です。

嶋田委員 あのね、たまに車乗らはるん違いますやろ、収集車は。毎日乗って
はんの違いますのん。安全運転管理者が管理してはるさかいに、それ
はそれでよろしいやんか、せやけど、運転する人は別ですやろ。タク
シー会社でもバス会社でも定期的に講習会というのは開いてはるん
ですよ、毎日乗るから。もう今回だけ言うんやったらそれはそんで結構
ですよ、そのかわり今後二度と事故起こさんようにしてもらいたい
すな、それやったら。

住民生活 申し訳ございません。安全運転管理者が今は年一回、講習を受けて
部長 おります。その講習を受けた後に、そのそれぞれの所属職員に講習を
していくという事で毎年考えていきたいと思っておりますのでご理解
賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか。

そしたら一点だけすいません。事故が起こる際にはとにかく後方の
確認の時に降りて確認をしなかった為に起こる事故っていうのが非常
に多いと思うんですけれども。先ほど課長、報告いただいでる中で後
方の確認徹底するよという訓示を行ったとおっしゃっていただい
てますけども、バックモニター等もついている事から必ずバックする
時は降りて確認するという体制をとっておられるのかどうか、ちょっ
と確認しておきたいと思えます。

住民生活 必ずバックする時は職員が、助手席の者が降りて後方を確認してバ

部長 ックするようにという事で指導はしております。

委員長 やはり、どうしても急いでる時の事故も多いでしょうけども、今後
後方確認をしなかったために事故が起こったという事、安全確認が
出来なかったから事故が起こったという事、そういう事のないように
お願いしたいと思います。

 宮崎委員。

宮崎委員 一つだけお聞きしたいんですけど。この事故、7月31日に起こさ
れているということで、この前の委員会の際に報告が一切なかった
のですけれど。また、伴委員ですかね、聞いておられた、人身事故が
過去になかったのかということで、無いということでしたけれど、こ
の時人身事故を起こされていたので、そのへんの報告が一切なかった
ので、そのへんが腑に落ちないのですけれど。そのへんの理由をお聞
かせ願えますか。

住民生活 このことにつきましては、確かに7月31日に事故起こしまして、
部長 9月の委員会の際にご質問あったときには、人身事故は無いとお答え
をさせていただいておりますけれども。事故につきましては、今まで、
この損害賠償の額が決定しました後に各委員会等にご報告をさせてい
ただいてきた経緯がございます。それともう一つは、人身事故を起こ
して示談交渉中でありまして、その間に事故があったことの公表をす
るといのは、確定していないこともございまして、その報告を差し
控えました。そのへんにつきましては、お詫び申し上げますとともに
あらためてご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

宮崎委員 報告だけでもしていただけたら、また議員のほうでもお話とかその
へんの、次ね、こういう事が出てくるということが、対策というか皆
ある程度心構えできるのですけれど。いきなりこれ出されても、その
時に無いと言われてたので。まったくそれで、副町長のほうも朝礼か

らみなされて、ちゃんとしていただいていると思っているところにこういうの出でこられたら、ちょっと信用問題にもなりますので。そのへん十分にこれから検討していただきたいと思います。

副町長

常に職員はパッカー車を運転するという事で事故は絶対ないとは言えない。あくまでも事故のないように職員が常に交通安全を自覚して、そして運転業務をするという事を委員会で私は言った覚えがあります。嶋田委員がおっしゃったように、交通安全というものは個々の職員の自覚が一番大切だと思います。それについては運転管理者とかそういう者の伝達よりも、やはり交通安全関係の方、いわゆる警察の方に来ていただいて色々と講習してもらうことが必要だろうと私も思っています。今も運転管理者が交通安全指導を受けたものを伝達するという事は、伝達するというのはやはり、人に伝える事は40%の違った事になると思うんですが、そういうことではなしに直接交通安全関係の方に来ていただいて指導を徹底する、していかなければならないと思います。指導を徹底しても毎日運転をしていますから、どうしてもやっぱり若干の事故は起こるのではないかと。絶対起こらないという事は、私はこの場では言えないと思います。あくまでも職員がいくら自覚していても向こうから当たってくる場合もございますから、そういう事も含めてですね、事故のないように職員は常に自覚しながら運転するという事で、我々としては徹底した指導していきたいと思えます。

委員長

今、副町長の方で総括的にお答えいただきましたけれども、宮崎委員がおっしゃったように事故が起こって専決処分として処理がされるまでに期間があったと。確かに処理をするまで解決しないという問題もありますけれども、事故は事故として起こっていると。直近の議会にやはり事故が起こったという事だけでも、詳しい事は言えないけれども事故があったという事は報告をいただきたいという風におっしゃっておられますので、是非それについては今後見直していただきたい。

芳村副町長

副町長 7月3日に起こし、7月31日に起したという事で同じ月に起こっております。こちらの報告をしなかったという事は誠に申し訳なく思っております。

委員長 他、よろしいでしょうか。
伴委員。

伴委員 今回のやつ、これ、人が事故で怪我されてると報告受けたんですが、これに関して細かい説明お願いできますでしょうか。怪我の状況、全治何日やとかいうような事なんですが。

環境対策課長 これにつきましては相手方の個人情報の関係もございますので、一応お名前と住所は当然、損害賠償の額の決定につきまして議会の方に報告はさせていただいてるんですけども、状況につきましては首を痛められたという状況でございます。期間でありますとか、につきましては申し訳ないんですけど、個人情報という事で申し上げられないという事でご理解いただきたいと思えます。

伴委員 という事はこれ、19万890円ですか、これは全部、全額治療費と考えさせてもらっていいわけでしょうか。他、不法行為であれば逸失利益で、仕事されてた、その辺の補償が入ってるのか、それとも治療費だけなのか、その辺りよろしくお願ひします。

環境対策課長 先ほど申し上げました19万890円でございますが、この中には病院の治療費と交通費、それから慰謝料を含んでおります。内訳につきましては、申し訳ないんですけども個人情報という事で申し上げられない状況でございます。

委員長 他にございませんか。
嶋田委員。

嶋田委員 個人情報ってね、どっからどこまでが個人情報か、明確な何かある
んですか、あったらちょっと出してください。

環境対策 これにつきましては、町が管理しております総合賠償補償保険の関
課長 係の担当者と色々話をしておったんですけれども、その中で相手方と
の交渉、色々示談金の中の話の中でこれについては差し控えていただ
きたいという事で、個人情報であるという事で共済の方から指示を受
けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 病状やとかそういうなんは、結局個人情報で言うなという事ですか。
町が個人情報言うからには明確な規範なり何なりあるんでしょう。
それ出してください、あんねんやったら。言われてるから言われへん
っておかしいやんか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開いたします。 芳村副町長。

副町長 この件につきましては、後日、保険屋さんによく聞いて、そしてご
報告をさせていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

本件につきましても、あらかじめ報告を受けたということで終わっておきます。

続きまして、2. 継続審査の(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。これにつきましては、12月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ報告、説明をお受けし、審議してまいりたいと思います。

まず初めに、①平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、12月町議会定例会に付議を予定しております①平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算の内容についてでございますが、表の一番下の計欄の右側をご覧くださいませでしょうか。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億6,100万4千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第14款国庫支出金では、土木費国庫補助金で、耐震診断の支援補助におきまして、当初20件の支援を予定しておりましたが、追加募集等を含め25件のお申し込みがありましたことから、その不足分5件にかかる住宅・建築物耐震改修等事業費補助金5万円の増額補正をお願いしております。また、教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業におきまして、認定を行いました結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金63万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第15款県支出金では、民生費県補助金で、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促

進を図ることなどを目的に、県におかれまして、障害者自立支援特別対策事業補助金が創設されたところでございます。このことによりまして、新たに障害者自立支援特別対策事業に要します補助金が交付されますことから、その交付予定額114万1千円の追加補正をお願いしております。また、土木費県補助金では、土木費国庫補助金で申し上げました理由により、既存木造住宅耐震診断支援事業費補助金2万5千円の増額補正をお願いしております。

続きまして裏面に移っていただけますでしょうか。歳出予算の補正についてでございます。

今回の補正予算では、本年4月に実施いたしました人事異動等に伴う精算を行うための人件費の補正、そして人事院勧告による月例級の改定及び勤勉手当・扶養手当の改定に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。総額では、940万6千円の減額となっております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、第2款総務費では、一般管理費で、職員の産休等にかかります臨時職員の雇用が当初見込を上回りますことから、臨時職員賃金等で220万8千円の増額補正をお願いしております。また、交通安全対策費では、平成18年度施工の町道407号線道路改良工事に伴いまして、斑鳩西小学校区の目安・法隆寺第3団地学区におけます通学路を三代川左岸に変更され、工事竣工後におきましても当該路線を通学路として使用する旨の申告がございましたことから、登下校時における児童の安全を確保するため、転落防止柵の設置費用226万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計におけます人件費及び事務費の予算補正に伴いまして、国保職員給与費等繰出金につきまして37万3千円の増額補正をお願いしております。老人福祉費では、老人保健特別会計におきまして、医療費給付が当初見込を上回りますことから、1,424万5千円の増額補

正をお願いしております。また、障害福祉費では、歳入のところで申し上げましたとおり、障害者自立支援法の円滑な実施等を図るため、新たに障害者自立支援特別対策事業に要します補助金が交付されますことから、視覚障害者や聴覚障害者に対します情報支援に係る機器等の整備等に要する費用を、障害福祉内部事務で52万7千円、療育教室の開催で17万8千円の増額補正をお願いしているとともに、この表にはございませんが、一部の内容につきましては、既に予算計上がされているものにつきましても補助対象となりますことから、43万6千円の財源振替もお願いしております。介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計におけます人件費の予算補正に伴いまして、職員給与費繰出金113万5千円の増額補正をお願いしております。

次に、第7款土木費では、都市計画総務費で、歳入のところで申し上げましたとおり、耐震診断支援補助金の希望者が当初見込を上回りましたことから、その所要額10万円の増額補正をお願いしております。また、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計におけます人件費の予算補正に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金186万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、私立学校振興費で、これにつきましても歳入のところでご説明申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込を上回りましたことから、その所要額191万7千円の増額補正をお願いしております。小学校保健体育費では、人事異動により生じました給食調理員の欠員につきまして臨時職員を配置いたしましたことから、その賃金等所要額140万4千円の増額補正をお願いしております。また、幼稚園費では、これにつきましても人事異動により、用務員を正職員で配置しましたことから、用務員業務委託にかかります費用88万8千円の減額補正をお願いしております。

次に、第12款予備費では、今回の補正に要します財源1,033万8千円を充当させていただく補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費補正では、法隆寺線整備事業につきまして、用

地引渡し後の事業着手となり、年度内での執行が困難と見込まれますことから、次年度へ1億2,357万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
伴委員。

伴委員 既存木造住宅耐震診断の支援の件なんですが、歳出のところでは10万円と計上されているんですが、これは5件のオーバー、確か2万円やったと思いますねけど、5件もオーバーの申し込みがあったという事になったるわけですか。

都市整備課長 今、ご質問いただきましたようにこの既存木造住宅耐震診断につきましては、1件あたり2万円の補助という事になってございまして、今年度の要望につきましては5件を上回った要望があったという事でございます。

伴委員 という事は確か枠は20件とお聞きしてたと思いますねけど、という事は25件と。来年からちょっと25件とかいうような枠の見直しというのは検討はされる予定はあるんでしょうか。

都市整備課長 昨年度27件要望がございまして、それで20件の予定やったわけですけれども、昨年度は20件だけです、実施をさせていただいたと。そういう事で今年度20件、当初という事で予算を計上させていただいて20件の募集をさせていただいたところ、20件に満たない17件の応募が一次でございました。によりまして、10月に再度二次募集をさせていただいたところ、二次募集といたしまして8件の問い合わせ

わせございまして、最初の3件の方が今回実施していただいたという事でございます、そのような状況で、来年度以降もですね、この補助事業につきましては県の方も予算の確保が出来ていくやろうという事もございまして、必要に応じてまた補正等で対応していく可能性が十分ございます。従いまして、来年度、今年度トータル25件あったから来年も25件、当初予算計上するかというところにつきましては、そこまでは今予定はしてないと。概ね従来どおりの形で予算の計上をしていく予定をしているというところでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進 それでは平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の補正予算
課長 (第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、人事院勧告の影響によります人件費等の増額、及び事務経費に係る増額をお願いするものでございます。それでは資料4をもってご説明をいたします。

まず下段の歳出からご説明申し上げます。

歳出は、第1款総務費の一般管理費で合計37万3,000円の増額をお願いするものでございます。その内容は人件費所要額としまして16万2,000円、一般管理内部事務としまして21万1,000円でございます。このうち、一般管理内部事務につきましてですが、

まず内容につきましては二点ございます。まず一点目は、前期高齢者の一部負担割合が来年4月から2割となるようになっておったものが、1年間に限りまして1割のまま据置きとなることが現在予定されております。これら該当者には「高齢受給者証」というものを交付してはいますが、これは毎年8月に更新することとなっており、すでに対象者には平成20年4月からは2割になる旨を記載をした受給者証を交付しております。平成20年4月以降も1割である旨を証明する必要がありますことから、新しい「高齢受給者証」を作成し、交付しなおすための経費を計上させていただいたものでございます。

二点目としましては平成20年度から、国民健康保険のレセプトの管理及び国民健康保険が行います特定健診等のデータ管理を、国保連が構築いたします情報管理システムにより運営することを予定しております。通信回線によりますデータ交換を行うためのものでありまして、その初期導入経費及び回線使用料にかかる経費を計上させていただきました。この二点を合わせて21万1,000円の増額をお願いを予定しているものでございます。

次に歳入でございますが、上段でございます。

第7款繰入金、一般会計繰入金という事で、先ほど歳出でご説明いたしました37万3,000円を職員給与費繰入金及び事務費繰入金という事で一般会計からの繰入れをお願いするというものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長

それではこれをもって質疑を終結いたします。

本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計の補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。資料5をもってご説明申し上げます。

まず歳出からご説明いたします。下段の歳出でございますが、第2款医療諸費でございます。医療給付費といたしまして、当初予定していました金額よりも不足が予想されますことから、1億6,300万3,000円の増額をお願いするものでございます。全て医療費にかかる経費でございます。

次に歳入でございます、上段でございますが、まず第1款の支払基金交付金につきましては、7,753万3,000円の増額、国庫支出金は5,698万円の増額、県支出金としまして1,424万5,000円の増額、一般会計繰入金でございますが、これは町の負担という事でございますが1,424万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは先ほど歳出でご説明しました医療に係る経費の、いわゆる財源の内訳という事でございますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、老人保健特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。まず、お手元資料6をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額から186万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ18億3,613万9,000円とするものでございますが、内容といたしましては人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の減額により減額補正をお願いするものでございます。それでは、詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、第4款繰入金で、現行予算額3億641万8,000円から186万1,000円を減額し、3億455万7,000円に。

次に、歳出につきましては、第1款公共下水道費で、人件費所要額であります。給料、職員手当、共済、職員退職金手当組合負担金等で186万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に上程を予定いたしております平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑤平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

その内容につきましては、人事異動及び人事院勧告等に伴います人件費所要額の補正でございます。

資料7をご覧いただきたいと思っております。歳入歳出総括表にてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億4,740万8,000円とするものでございます。その内容につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の増額によるものであります。

まず上段の方の歳入予算の補正を説明させていただきます。第8款繰入金でございます。一般会計から職員給与費繰入金113万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に歳出予算の補正では、第1款総務費におきまして、人件費所要額の113万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、⑥平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。
谷口上下水道部長。

上下水道 それでは平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。まず、お手元資料8をご覧くださいませでしょうか。

収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款水道事業費用の支出総額から83万2,000円を減額し、支出の総額を7億9,635万4,000円とするもので、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額により、減額補正をお願いするものでございます。

それでは詳細についてご説明をさせていただきます。まず第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費で7万2,000円の増額。次に第2目配水及び給水費で251万1,000円を減額。次に第4目総係費で160万7,000円を増額し、差引き水道事業費用総額7億9,718万6,000円から83万2,000円を減額し、7億9,635万4,000円に減額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが12月議会定例会に上程を予定いたしております、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 先ほども公共下水道のところで減額いう事でしたんけども、これは

職員が少なくなったという事でよろしいんですか。

上下水道
部長 全体的に職員が少なくなったということではなしに、まず公共下水道の場合は実質職員が増えております。ただ、これ人事院勧告と人事異動に伴います減額という事でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ただいま報告のありました12月議会提出予定議案の他に、現時点において、予算補正が必要と思われる案件があればお聞きしておきたいと思いますが、理事者のほうから何かありますでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、2. その他について、委員の皆さんから質疑、ご意見等があればお受けいたしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもってその他についても終わります。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして、副町長の挨拶をお受けいたします。
芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午前10時13分 閉会)